第

1417

묽



1994年1月6日創刊·毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1999年)平成11年10月13日 水曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

☆ 養子縁組と実父母との関係

Q:養子縁組により養親の子になった後に 実父母にもしものことがあったときは、私は 実父母の財産を相続することができるのでし ょうか。

A:普通養子縁組であれば相続することができます。

【解説】

養子とは、生物学的に親子の関係のない場合に、法律が一定の要件のもとに親子である ことを認める制度をいいます。

養子には普通養子縁組と特別養子縁組があり、普通養子縁組の場合には実父母との親族関係は存続します。つまり養父母と実父母との両方の親子関係が続くことになります。したがって実父母にもしものことがあった場合に、実父母の子としての身分があり、反対に養子となった本人にもしものことがあった場合は、養父母と実父母の両方が相続人の範囲である直系尊属に含まれることになります。

これに対し、特別養子縁組の場合は実父母との親族関係は終了します。この養子縁組が成立するとその養子と実父母並びにその血族との親族関係は終了することになります。したがって、特別養子縁組によって養子となった人は実父母が死亡してもその相続人となることはできません。







